

地域一括発注
道路施設定期点検歩掛の積算基準に関する要領
(橋梁) (案)

公益財団法人 群馬県建設技術センター

1 適用範囲

本要領は、下記要領により実施された群馬県内市町村の道路施設点検について実績のある県内の土木設計コンサルタントに見積もりを徴収して作成したもので、令和6年度に地域一括発注で実施する道路施設定期点検業務（橋梁）の積算に適用する。

- (1) 群馬県橋梁点検要領【令和3年度改訂版】
(令和3年4月 群馬県 県土整備部)
- (2) 道路橋定期点検要領(技術的助言)
(令和6年3月 国土交通省 道路局)
- (3) 道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用基準）
(令和6年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課)
- (4) 特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料
(平成31年2月 国土交通省 道路局 国道・技術課)

2 業務委託料の構成

「積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)群馬県県土整備部」第4編第1章4-2-2の1. 業務委託料の構成による。

3 構成歩掛

3-1 計画準備（業務計画書作成）

(1) 業務内容

業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検実施計画の作成及び関連資料等の収集を行う。市町村の提供する橋梁台帳や路線の起終点のわかる道路台帳、その他資料図面等の出力を行う。また、点検対象のリストを作成するとともに踏査の準備を行う。

(2) 歩掛

(1業務当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
業務計画書作成	50橋未満	0.9	0.60	—	3.30	2.40
業務計画書作成	50橋以上100橋未満	0.9	0.90	—	4.50	3.90
業務計画書作成	100橋以上200橋未満	0.9	1.20	—	6.30	6.00
業務計画書作成	200橋以上	0.9	1.50	—	7.80	7.50

(注) 地域一括発注により市町村数で低減するものとする。

3-2 現地踏査

(1) 業務内容

定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段、また、点検対象や橋梁名がリストと合致するか、複合橋梁（拡幅により複数形式（RCと鋼等）となっていないか）、側道橋が設置されていないか、調査車両の駐車箇所、迂回路の有無、現地点検に支障となる土砂や立木の把握等について現場の概況を調査して記録・確認（写真撮影含む）し報告書にまとめる。

(2) 歩掛

(10橋当たり)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
現地踏査		1.2	—	1.2	1.2	—

3-3 橋梁点検

3-3-1 一般橋梁

(1) 業務内容

定期点検業務には、下記1)～3)までの現地点検・診断・点検調書等の作成の業務までの一連の業務とする。

1) 現地点検

「群馬県橋梁点検要領【令和3年度改訂版】」に基づき、主に梯子又は橋梁点検車を用いて、全ての部位・部材の状態を近接目視にて行う。

ただし、点検は近接目視により実施することを原則とするが、現場条件により近接目視が出来ない部分や、緊急に対応する必要性が生じた際は、市町村の承諾を得た場合のみ、ロボットカメラ、ドローンなどの新技術を活用した点検に変更することができる。

2) 対策区分の判定・対策方針の提案

点検結果をもとに点検対象の部材単位での対策区分の判定と対策区分による対策方針の提案を行う。

3) 点検調書等の作成

点検結果をもとに、提供する「群馬縣市町村版橋梁情報管理システム」を用いて「群馬県橋梁点検要領」の橋梁管理カルテにまとめる。

(2) 歩掛

(10橋当り)

区分		職種	直接人件費				
			主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
定期点検	$2\text{m} \leq L \leq 5\text{m}$	—	—	3.24	3.48	3.48	
定期点検	$5\text{m} < L \leq 10\text{m}$	—	—	4.25	4.70	4.70	
定期点検	$10\text{m} < L \leq 15\text{m}$	—	—	5.40	6.20	6.20	
定期点検	$15\text{m} < L \leq 20\text{m}$	—	—	7.74	8.68	8.68	
定期点検	$20\text{m} < L \leq 30\text{m}$	—	—	9.60	11.10	11.10	
定期点検	$30\text{m} < L \leq 50\text{m}$	—	—	12.70	14.80	14.80	
定期点検	$50\text{m} < L \leq 100\text{m}$	—	—	17.00	20.90	20.90	
定期点検	$100\text{m} < L \leq 150\text{m}$	—	—	22.80	27.90	27.90	
定期点検	$150\text{m} < L \leq 200\text{m}$	—	—	28.10	35.70	35.70	
定期点検	$200\text{m} < L \leq 250\text{m}$	—	—	39.50	48.50	48.50	

3-3-2 点検合理化橋梁

(1) 業務内容

ボックスカルバートは、定期点検要領の参考資料である「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料（平成31年2月 国土交通省道路局国道・技術課）」による2巡目以降の定期点検業務に適用する。

また、橋梁 15m以下の第三者被害の恐れのない単径間のRC床版橋、H鋼桁橋にも適用する。

一般橋梁同様、上記1)～3)までの現地点検・対策区分の判定・対策方針の提案・点検調書等の作成までの一連の業務とするが、3)の点検調書等の作成については、ボックスカルバートは「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」の様式にまとめ、構造が1径間のRC床版橋、溶接部が無いなどの理由により亀裂を想定しないH形鋼橋は、「群馬県市町村版橋梁情報管理システム」を用いたセンター地域一括発注独自様式でまとめる。

(2) 歩掛

(10橋当り)

区分		職種	直接人件費				
			主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
定期点検	ボックスカルバート	—	—	2.30	2.50	2.50	
定期点検	RC床版橋	—	—	2.30	2.50	2.50	
定期点検	H形鋼橋	—	—	2.50	2.70	2.70	

3-4 CAD図面の作成

(1) 業務内容

点検調書作成に必要となる橋梁一般図等のCAD図面については、既存の資料及び前回点検の資料を用いることを基本とするが、既存資料がない場合はCAD図面を追加作成する。

(2) 歩掛

(10橋当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
CAD図面の追加作成(15m未満)1径間		—	—	—	0.60	0.60
CAD図面の追加作成(15m未満)2径間		—	—	—	0.70	0.70
CAD図面の追加作成(15m未満)3径間以上		—	—	—	0.90	0.90
CAD図面の追加作成(15m以上)1径間		—	—	—	2.00	2.00
CAD図面の追加作成(15m以上)2径間		—	—	—	2.40	2.40
CAD図面の追加作成(15m以上)3径間以上		—	—	—	3.00	3.00

3-5 点検調書の追加

(1) 業務内容

対象橋梁が複合橋等で一つの橋梁で点検調書が2橋分必要となる場合は、点検調書を追加作成する。

(2) 歩掛

(10橋当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
点検調書の追加	$2m \leq L \leq 5m$	—	—	0.14	0.28	0.28
点検調書の追加	$5m < L \leq 10m$	—	—	0.35	0.70	0.70
点検調書の追加	$10m < L \leq 15m$	—	—	0.70	1.40	1.40
点検調書の追加	$15m < L \leq 20m$	—	—	0.84	1.68	1.68
点検調書の追加	$20m < L \leq 30m$	—	—	1.40	2.80	2.80
点検調書の追加	$30m < L \leq 50m$	—	—	2.50	4.20	4.20
点検調書の追加	$50m < L \leq 100m$	—	—	3.80	7.10	7.10
点検調書の追加	$100m < L \leq 150m$	—	—	4.20	7.80	7.80
点検調書の追加	$150m < L \leq 200m$	—	—	5.60	10.90	10.90
点検調書の追加	$200m < L \leq 250m$	—	—	7.00	13.30	13.30

3-6 関係機関との協議資料作成

(1) 業務内容

定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集、道路使用許可申請の手続きを行う。

1) 区分Ⅰ（簡易）

用水・東京電力等の水路等の交差橋梁における関係機関との協議資料を作成する。また、協議資料の簡易なもの。

2) 区分Ⅱ（困難）

鉄道との交差橋梁における鉄道管理者等との協議資料を作成する。また、協議資料の複雑なもの。

(2) 歩掛

(1回当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
関係機関との協議資料作成（簡易）		—	—	—	1.00	1.00
関係機関との協議資料作成（困難）		—	—	2.50	2.50	2.50

(1申請当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
道路使用許可申請		—	—	—	1.00	1.50

3-7 新たに記録することとなった項目

(1) 業務内容

- 1) 性能の推定については、健全性の診断を行うために、道路橋を取り巻く状況を勘案して、道路橋が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、部材の変状を把握した上で、部材の役割を果たせるか、どのような状態になるかを、活荷重、地震、出水等について推定を行う。
- 2) 特定事象については、健全性の診断を行うために、次回定期点検までの処置の必要性の検討にあたって、長期的な観点から、合理的な処置につなげるために、予防保全が重要となる特定の事象に該当するかどうか記録を行う。
- 2) 健全性の診断については、道路管理者が適切に健全性の診断区分の決定を行えるように対策区分の判定、技術的評価となる性能の推定、特定事象を根拠とし健全性の診断を行う。
- 3) 点検記録様式作成については、「道路橋定期点検要領(技術的助言の解説・運用基準)(令和6年3月 国土交通省 道路局)」に定める点検記録様式「様式1、様式2、様式3」を作成する。
また、橋梁に損傷がない場合であっても、点検記録様式を作成する。

(2) 歩掛

(10橋当り)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
性能の推定		—	—	0.40	0.40	0.40
特定事象		—	—	0.20	0.20	0.20
健全性の診断		—	—	0.30	0.30	0.30
点検記録様式作成		—	—	0.20	0.20	0.20

注) 1 地域一括発注で実施する道路施設定期点検業務の場合「点検記録様式作成」はセンターで行うものである。

3-8 打合せ協議

(1) 業務内容

業務に関する打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

1) 初回

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。

2) 中間

現地踏査時終了時、あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを1回行うことを標準とする。

3) 納品

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行う。

(2) 歩掛

(1回当たり)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
打合せ協議（初回）		0.50	0.50	—	—	—
打合せ協議（中間）		—	0.50	0.50	—	—
打合せ協議（納品）		0.50	0.50	—	—	—

3-9 報告書作成

(1) 業務内容

業務内容、点検結果の概要及び作成した橋梁管理カルテの出力帳票を市町村毎に取りまとめて提出する。また、業務履行中、監督員より中間成果を求められた場合には、速やかに提出する。

(2) 歩掛

(1業務当たり)

区分	職種	直接人件費				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
報告書作成		0.50	1.00	2.00	2.00	4.00

4 機械器具費等

4-1 橋梁点検車運転経費

(1) 標準歩掛

橋梁点検作業において、橋梁点検車を要する場合は、運転経費を計上する。

(2) 歩掛

(1日当たり)

名称	規格	単位	数量	適用
橋梁点検車		台日	1	基礎単価表4-16-8
運転手（特殊）		人	1	基礎単価表2-1-1
燃料費	軽油	L	21.8	基礎単価表4-1-2
交通整理員	B	人	3	基礎単価表2-1-2
保安施設費		市町村	1	案内看板, 規制看板, コーン, バリケード等

(3) 計上日数

計上日数については、以下の算出式により算出する。

なお、必要日数については以下のとおりとする。

	単位	必要日数
橋梁点検車 RC床版橋	橋	0.20
橋梁点検車 H型鋼橋	橋	0.22
橋梁点検車 $2m \leq L \leq 5m$	橋	0.31
橋梁点検車 $5m < L \leq 10m$	橋	0.38
橋梁点検車 $10m < L \leq 15m$	橋	0.46
橋梁点検車 $15m < L \leq 20m$	橋	0.67
橋梁点検車 $20m < L \leq 30m$	橋	0.79
橋梁点検車 $30m < L \leq 50m$	橋	0.91
橋梁点検車 $50m < L \leq 100m$	橋	1.14
橋梁点検車 $100m < L \leq 150m$	橋	1.60
橋梁点検車 $150m < L \leq 200m$	橋	1.90
橋梁点検車 $200m < L \leq 250m$	橋	2.80

$$\text{計上日数} = \text{必要日数合計} \times 90\%$$

※計上日数は、整数（小数第1位を四捨五入）とする。

(4) 交通整理員

発注時には1日当たり3人とするが、実人数で変更すること。

(5) 保安施設機材

1市町村当たりとする。なお、単価については、センター独自単価表で定める。

4-2 高所作業車運転経費

(1) 標準歩掛

橋梁点検作業において、高所作業車を要する場合は、運転経費を計上する。

(2) 歩掛

(1日当たり)

名称	規格	単位	数量	適用
高所作業車	16m程度	台日	1	物価資料掲載単価
運転手（特殊）		人	1	基礎単価表2-1-1
燃料費	軽油	L	22.4	基礎単価表4-1-2
列車見張員		人	1	必要に応じて
交通整理員	B	人	3	基礎単価表2-1-2
保安施設費		市町村	1	案内看板, 規制看板, コーン, ハリケート等

※発注時点では上記の機種を想定しているが、実際に使用する機種（作業床高等）で変更すること。

(3) 計上日数

4-1 橋梁点検車運転経費 (3) 計上日数により算出する。

(4) 列車見張員

発注時には1日当たり1人とするが、実人数で変更すること。なお、単価については、地域一括発注独自単価表で定める。

(5) 交通整理員

発注時には1日当たり3人とするが、実人数で変更すること。

(6) 保安施設機材

1市町村当たりとする。単価については、地域一括発注独自単価表で定める。

4-3 ゴンドラ車運転経費

(1) 標準歩掛

橋梁点検作業において、ゴンドラ車を要する場合は、運転経費を計上する。

(2) 歩掛

(1日当たり)

名称	規格	単位	数量	適用
ゴンドラ車	基本料	台	1	地域一括発注独自単価表 参照
ゴンドラ車	車両費	台日	1	地域一括発注独自単価表 参照
ゴンドラ車	オペレータ費	人	2	地域一括発注独自単価表 参照
ゴンドラ車	回送費	往復	1	地域一括発注独自単価表 参照
交通整理員	B	人	3	基礎単価表2-1-2
保安施設費		市町村	1	案内看板, 規制看板, コーン, バリケード等

(3) 計上日数

点検日数を計上日数として計上する。

(4) 交通整理員

発注時には1日当たり3人とするが、実人数で変更する。

(5) 保安施設機材

1市町村当たりとする。なお、単価については、センター独自単価表で定める。

4-4 橋梁点検ロボットカメラ経費

(1) 標準歩掛

橋梁点検作業において、橋梁点検ロボットカメラを要する場合は、運転経費を計上する。

(2) 歩掛

(1日当たり)

名称	規格	単位	数量	適用
橋梁点検ロボットカメラ		台日	1	地域一括発注独自単価表 参照

(3) 計上日数

4-1 橋梁点検車運転経費 (3) 計上日数により算出する。

4－5 その他

上記歩掛に記載のない機械等を使用の場合は、別途見積により対応する。

5 旅費交通費

「積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)群馬県県土整備部」第7編第2章1－3旅費交通費の調査、計画業務の率を準用する。

6 電子成果品作成費

「積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)群馬県県土整備部」第3編第1章土木設計業務等積算基準第3節電子成果品作成費3－1（2）その他の設計業務より算出する。

(注) 地域一括発注により市町村数で低減するものとする。

7 諸経费率

「積算基準及び標準歩掛(計画・調査編)群馬県県土整備部」第3編第1章1－3のロ. 各構成要素の算定における諸経费率を準用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年度

地域一括発注
道路施設定期点検業務（橋梁）
独自単価表

公益財団法人群馬県建設技術センター

【地域一括発注独自単価表】

見積により決定した単価一覧

事業年度		令和6年度		
番号	単価名称	規格	単位	決定単価
1	ゴンドラ車運転経費 GC-200	基本料	台	14,000
2	ゴンドラ車運転経費 GC-200	車両費	台日	237,500
3	ゴンドラ車運転経費 GC-200	オペレータ費	人	194,000
4	ゴンドラ車運転経費 GC-200	回送費	往復	15,500
5	ゴンドラ車運転経費 GC-240	基本料	台	25,000
6	ゴンドラ車運転経費 GC-240	車両費	台日	797,000
7	ゴンドラ車運転経費 GC-240	オペレータ費	人	204,000
8	ゴンドラ車運転経費 GC-240	回送費	往復	25,000
9	橋梁点検ロボットカメラ経費		台日	60,000
10	保安施設機材	コーン、バリケード、案内看板、規制看板など	市町村	70,000
11	保安施設機材(箱桁内部点検)	送風機、発電機、酸素濃度計等	橋	80,000
12	列車見張員		人	19,000

※本表掲載単価は、地域一括発注の道路施設点検業務(橋梁)に限り適用されます。